



し 知っとる？

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法

へいせい ねん がつ にち しこう
～平成28年4月1日から施行されます～

わたし しゃかい ひと く
私たちの社会には、さまざまな人が暮らしています。

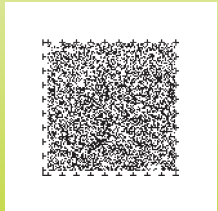
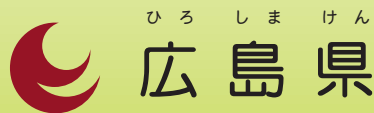
そして、だれ おな せいかつ けんり も
誰もが同じように生活する権利を持っています。

しかし、しょうがい ひと さべつ しょうへき けんりりえき しんがい
障害のある人は、差別や障壁によって権利利益が侵害されることがあります。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう せいしきめいしょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ
障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）は、

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん もくてき せいいてい
障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されました。

ひろしまけん しょうがい ひと ひと とも い しゃかい
広島県は、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることをめざします。



このパンフレットには、め ぶじゆう かた しょうほうていきょう もくてき おんせい ちようぶ おんせい いち ふ
このパンフレットには、目の不自由な方への情報提供を目的に音声コードを貼付しています。また、音声コードの位置が触れて
わかるように切り込みを入れています。各ページの音声コードを活字読み上げ装置で読み取らせると、音声で読み上げます。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」と 「合理的配慮をしないこと」が差別であるとされています。

「不当な差別的取扱い」ってなに？

正当な理由がないのに、障害があるということでサービスなどの提供の拒否・制限をすることです。

※正当な理由がある場合は、その取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたもので、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合であり、個別の事案ごとに判断されます。

「合理的配慮をしない」ってどういうこと？

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があつたにもかかわらず、過重な負担とならない範囲で、社会的障壁を取り除く合理的な配慮をしないことです。

※過重な負担であるかどうかは、事業の目的を損なわないか、実現可能性があるか、費用・負担の程度などを考慮して、個別の事案ごとに判断されます。

不当な差別的取扱いをすることは、行政機関も民間事業者（会社やお店など）も禁止されます。また、行政機関は必ず合理的配慮をしなければなりません。民間事業者は合理的配慮をするよう努力することになっています。

区 分	行政機関（役所）	民間事業者（会社、お店など）
不当な差別的取扱い	禁 止	禁 止
合理的配慮	法的義務	努力義務

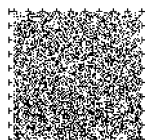
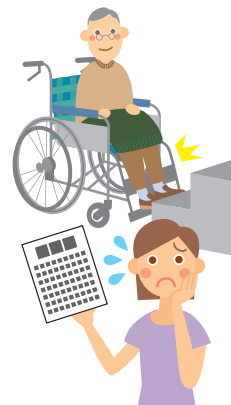
会社やお店などが適切に対応するために、国は必要な対応指針を事業分野ごとに決めました。また、どんな対応をしたか、行政機関に報告するよう求められたり、差別をしないように指導、勧告されることがあります。

社会的障壁とは？

日常生活や社会生活を送る上で、障害のある人の障壁となるようなことです。

- 街なかに段差があると、車いすは進めなくなります。
- 漢字ばかりの書類だと理解しづらい人がいます。

※この他にも、利用しづらい制度、潜在する慣行、偏見などさまざまです。




しょうがい ひと ひと
障害のある人にも、さまざまな人がおられます。
 しょうがいとくせい しょうがい
ここでは、いくつかの障害特性を紹介していきます。

しかくしょうがい 視覚障害とは なん げんいん しきのう しょうがい
 何らかの原因によって視機能に障害があることで、まったく見えない場合と見えづらい場合とがあります。

なお、見えづらい場合の中には

- さいぶがよくわからない ● ひかりがまぶしい ● くら暗いところでは見えにくい
- み見える範囲が狭い ● とくていいろわ特定の色が分かりにくい などのしょうじょう症状があります。




ちょうかく げんごしょうがい 聴覚・言語障害とは ちょうかくしょうがい ひと おと き ひと き
 聴覚障害のある人には、音などが聞こえない人や聞こえにくい難聴の人がいます。また、げんごかくとくまえ ちい こ とき しっちょう ひと じんせい
 途中で事故や病気で聞こえなくなり途中で失聴した人（中途失聴者）がいます。

げんごしょうがい ことば りかい ひょうげん こんなん げんごきのう しょうがい はつおん はつせい
 言語障害には、言葉の理解や表現が困難な言語機能の障害と、発音や発声だけがうまくできないおんせいきのう しょうがい
 音声機能の障害があります。また、ちょうかくしょうがい げんごしょうがい ちょうふく ちょうふくしょうがい
 聴覚障害と言語障害が重複する重複障害のあるひと
 人もいます。

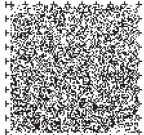
もう しかく ちょうかく ちょうふくしょうがい 盲ろう（視覚と聴覚の重複障害）とは しかく ちょうかく りょうほう しょうがい
 視覚と聴覚の両方に障害があります。

したいふじゆう 肢体不自由とは じ こ てあし そんしょう こし くび
 事故などによる手足の損傷あるいは腰や首、のう けっかん そんしょう う せんてんせい しっかん しょう じょうし
 脳の血管などに損傷を受けたり、先天性の疾患などによって生じる上肢・か し まひ けっそん ある もの も はこ にちじょう
 下肢にある麻痺や欠損などにより、歩くことや物の持ち運びなど日常のどうさ しせい いじ ふじゆう びょうき じ こ のう そんしょう う
 動作や姿勢の維持が不自由になります。病気や事故で脳に損傷を受けたばあい ことば ふじゆう きおくりよく ていか ともな
 場合には、言葉の不自由さや記憶力の低下などを伴うこともあります。



こうじのうきのうしょうがい 高次脳機能障害とは てんらく こうつうじこ のうがいしょう のうしゅっけつ のうこうそく
 転落や交通事故による脳外傷、脳出血や脳梗塞、クモまくしゅっけつ のうそつちゅう のうえん のう しょう にんちめん
 膜下出血などの脳卒中、脳炎など、脳がダメージを受けることによって生じる認知面のしょうがい
 障害のことをいいます。

のう しょう じょうほう しゅうちゅう きおく
 脳にダメージを受けると、コミュニケーションをとる、必要な情報に集中する、記憶する、けいさん けいかく た かんじょう あいて き も りかい
 計算する、計画を立てる、感情をコントロールする、相手の気持ちを理解するなど、にんちめん もんだい お にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ むずか
 認知面に問題が起こり日常生活や社会生活が難しくなっていることがあります。



内部障害とは

内部機能の障害であり、身体障害者福祉法では「心臓機能」、
「呼吸器機能」、「腎臓機能」、「膀胱・直腸機能」、「小腸機能」、「肝臓機能」、「ヒト
免疫不全ウイルス (HIV) による免疫機能」の7種類の機能障害が定められています。

知的障害とは

発達期に何らかの原因で知的な能力が年齢相応に発達していない
状態であること及び社会生活への適応に困難があることをいいます。
主な特徴は、「ことばを使う」、「記憶する」、「抽象的なことを考える」などに少し時間がかかり
ます。また、仕事の手順をすぐ覚えることや、人とのやりとりにはばやく対応することが困難な
場合があります。

発達障害とは

発達障害の特性には、次のようなものがあり、重複して現れるこ
とや知的な遅れを伴うこともあります。

自閉症	ことばの発達の遅れ、コミュニケーションの障害、対人関係・社会性の障害、パターン化した行動、こだわり
アスペルガー症候群	基本的に言葉の発達の遅れはない、コミュニケーションの障害、対人関係・社会性の障害、パターン化した行動、興味・関心のかたよ り、不器用（言語発達に比べて）
注意欠陥多動性障害 (ADHD)	不注意（集中できない）、多動・多弁（じっとしてられない）、衝動的に行動する（考えるよりも先に動く）
学習障害 (LD)	「読む」、「書く」、「計算する」などの能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

発達障害の原因についてはまだ分かっていませんが、生まれながらの脳機能の障害と考えられています。保護者の育て方や本人の努力不足が原因で起こるものではありません。

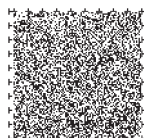
精神障害とは

統合失調症や気分障害（躁うつ病）などの精神疾患では、幻覚や妄想、不安やイライラ感、ゆううつ感、不眠などが認められます。これらの症状は、薬を服用することや環境が安定することにより、軽快していきます。

難病とは

難病は、①原因不明、治療方針未確定であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病といわれています。

また、根本的な治療は困難であるものの、適切な治療や自己管理を続けることで通常に近い生活を送ることができるものもあります。



ふとう さべつてきとりあつか ろうりてきはいりよ ぐたいれい せいかつ ばめんべつ
「不当な差別的取扱い」・「合理的配慮」の具体例（生活の場面別）

ぎょうせいきかん
行政機関など

ふとう さべつてきとりあつか ろうりてきはいりよ
【不当な差別的取扱いの例】

- ✖ 窓口対応を拒否する、順番を遅くする、書面や資料を渡さない
- ✖ イベントなどにおいて、電動車いすでの入場を認めない



ごうりてきはいりよ ろうりてきはいりよ
【合理的配慮の例】

- 順番を待つことが苦手な障害のある人に対し、周囲の理解を得た上で手続き順を変更する
- 疲労や緊張などに配慮し別室や休憩スペースをもう設ける



がっこう
学校など

ふとう さべつてきとりあつか ろうりてきはいりよ
【不当な差別的取扱いの例】

- ✖ 学校への入学出願の受理、受験、入学、授業の受講、研究指導、実習などの校外教育活動、入寮、式典参加などについて、拒否したり、正当な理由のない条件を付加する
- ✖ 試験などにおいて合理的配慮を受けたことを理由に、試験結果を評価対象から除外したり評価に差をつける



ごうりてきはいりよ ろうりてきはいりよ
【合理的配慮の例】

- 意思疎通のために絵や写真カード、ICT（情報通信技術）機器などを活用する
- 運動会で、休憩室を設置し、暑さ対策などで利用する
- 受講科目を選択する際、学生相談室や学部担当教員と連携して、適切な選択となるよう個別に支援・指導を行う



びやういん ふくししせつ
病院・福祉施設など

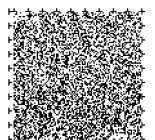
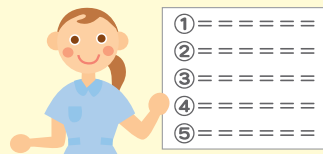
ふとう さべつてきとりあつか ろうりてきはいりよ
【不当な差別的取扱いの例】

- ✖ 病院受診の際に、手話通訳の同伴を拒否する
- ✖ 本人を無視して、介助者・支援者や付き添い者のみに話しかける



ごうりてきはいりよ ろうりてきはいりよ
【合理的配慮の例】

- 車いすの利用者が利用しやすいようカウンターの高さに配慮する
- 治療において、治療の手順を表にして見通しを示す



交通 (鉄道, バス, タクシーなど)

【不当な差別的取扱いの例】

- ✕ 身体障害者補助犬の同伴を理由に乗車を拒否する
- ✕ 障害を理由として、乗車を拒否する



【合理的配慮の例】

- 遅延情報について、音声案内だけでなく、電光掲示を行う (鉄道)
- 停留所名表示器などの設置のほか、肉声による音声案内をこまめに行う (バス)



住まい

【不当な差別的取扱いの例】

- ✕ 障害を理由として、物件の仲介を拒否する
- ✕ 障害を理由とした誓約書の提出を求める



【合理的配慮の例】

- 最寄駅から一緒に歩いて確認したり、中の様子を手を添えて案内する
- 障害のある人の求めに応じてバリアフリー物件などがあるかを確認する



銀行など

【合理的配慮の例】

- 自筆が困難な障害のある人からの要望を受けて、本人の意思確認を適切に実施した上で、代筆対応する

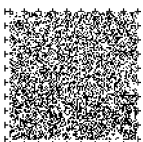
- 「筆談対応いたします」などのプレートや、主な手続きを絵文字などで示したコミュニケーションボードを用意する
- 取引、相談などの手段を、非対面の手段を含めて複数用意する

小売店など

【合理的配慮の例】

- 困っていると思われるときは、まずは声をかけ、手伝いの必要性を確かめてから対応する

- 障害のある人に配慮した駐車場について、健全者が利用することのないよう注意を促す
- 男子トイレ・女子トイレの表示を大きくし、色で識別する
- 精算時に金額を示す際は、金額が分かるようにレジスター又は電卓の表示板を見やすいように向ける、紙などに書く、絵カードを活用するなどして示すようにする



いんしょくてん
飲食店など

ふとう さべつてきとりあつか れい
【不当な差別的取扱いの例】

- ✖ 身体障害者補助犬の同伴を拒否する
- ✖ 障害を理由として、入店や宿泊を拒否する
- ✖ 保護者、介助者の同伴を条件とする



ごうりてきはいりよ れい
【合理的配慮の例】

- 段差がある場合に、車いす利用者にキャスター上げなどの補助をする
- エレベーターがない施設の上下階に移動する際、マンパワーで移動をサポートする
- 車いす使用を事前に伝えてもらい、出入りがしやすい場所のテーブルを準備する

さいがいじ
災害時

ごうりてきはいりよ れい
【合理的配慮の例】

- 災害時に関係事業者の管理する施設の職員が直接災害を知らせたり、緊急情報を視覚的に受容することができる警報設備などを用意したりする

- 館内放送を文字化したり、電光掲示板、手書きのボードなどを用いて分かりやすく案内し誘導する
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声などがある場合、緊張を緩和するため、当該障害のある人に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備する

かいせいしょうがいしゃこようそくしんぽう へいせい ねん がつ にち しこう
改正障害者雇用促進法が平成28年4月1日から施行されます!

かいせい
<改正のポイント>

1 **雇用の分野における差別的取扱いの禁止**

ぼしゅう さいよう ちんぎん はいち しょうしん こよう ぶんや しょうがい りゆう
募集・採用、賃金、配置、昇進などの雇用の分野において、障害を理由とする差別が禁止されます。

2 **雇用の分野における合理的配慮の提供義務**

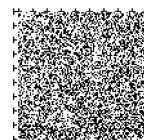
ぼしゅう さいようじ さいようご ごうりてきはいりよ ていきょうぎむ
募集・採用時、採用後において、合理的配慮を提供する義務があります。

3 **相談体制の整備、苦情処理・紛争解決の援助**

じぎょうぬし しょうがい ろうどうしゃ そうだん たいおう そうだんまどぐち せっち
事業主は障害のある労働者からの相談に対応するために相談窓口の設置など必要な体制を整備しなければなりません。また、苦情の申出を受けたときは、その自主的な解決を図るよう努める必要があります。

くわ こうせいろうどうしょうひろしまろうどうきょくしよくぎょうあんていぶしょくぎょうたいさくか と あ
※詳しくは、厚生労働省広島労働局職業安定部職業対策課にお問い合わせください。

こうせいろうどうしょうひろしまろうどうきょくしよくぎょうあんていぶしょくぎょうたいさくか ひろしましなかくはつちようほり ばん ごう ひろしま かい
厚生労働省広島労働局職業安定部職業対策課 (広島市中区八丁堀 5番7号 広島KSビル4階)
でんわ
電話 082-502-7832



しょうがいしゃさべつかいしょうほう かん そうだんまどぐち
障害者差別解消法に関する相談窓口

県・市町名	担当課	所在地	電話	F A X
広島県	障害者支援課	広島市中区基町10-52	082-513-3157	082-223-3611
広島市	※各課で相談可	広島市中区国泰寺町一丁目6-34	082-504-2147 (障害福祉課)	082-504-2256 (障害福祉課)
呉市	障害福祉課	呉市中央四丁目1-6	0823-25-3523	0823-25-2522
竹原市	健康福祉課	竹原市中央五丁目1-35	0846-22-7743	0846-23-0140
三原市	社会福祉課	三原市港町三丁目5-1	0848-67-6060	0848-64-2130
尾道市	社会福祉課	尾道市久保一丁目15-1	0848-38-9124	0848-37-7260
	因島福祉課	尾道市因島土生町7-4	0845-26-6210	0845-22-8615
福山市	※各課で相談可	福山市東桜町3-5	084-928-1062 (障がい福祉課)	084-927-0294 (障がい福祉課)
府中市	地域福祉課	府中市府川町315	0847-43-7148	0847-45-3206
三次市	社会福祉課	三次市十日市中二丁目8-1	0824-65-2051	0824-62-6285
	障害者支援センター	三次市十日市東三丁目14-1	0824-65-1131	0824-65-1132
庄原市	社会福祉課	庄原市中本町一丁目10-1	0824-73-1210	0824-75-0245
大竹市	福祉課	大竹市小方一丁目11-1	0827-59-2146	0827-57-7185
東広島市	障害福祉課	東広島市西条栄町8-29	082-420-0180	082-420-0181
廿日市市	障害福祉課	廿日市市下平良一丁目11-1	0829-30-9152	0829-31-1999
安芸高田市	社会福祉課	安芸高田市吉田町吉田791	0826-42-5615	0826-42-2130
江田島市	社会福祉課	江田島市大柿町大原505	0823-40-3177	0823-40-3602
府中町	福祉課	安芸郡府中町大通三丁目5-1	082-286-3161	082-283-5775
海田町	社会福祉課	安芸郡海田町上市14-18	082-823-9207	082-823-9627
熊野町	民生課	安芸郡熊野町中溝一丁目1-1	082-820-5635	082-855-0155
坂町	民生課	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1-1	082-820-1505	082-820-1521
安芸太田町	福祉課	山県郡安芸太田町大字下殿河内236	0826-25-0250	0826-22-0686
北広島町	福祉課	山県郡北広島町有田1234	050-5812-1851	0826-72-5242
大崎上島町	福祉課	豊田郡大崎上島町木江4968	0846-62-0301	0846-62-0304
世羅町	福祉課	世羅郡世羅町大字本郷947	0847-25-0072	0847-25-0070
神石高原町	福祉課	神石郡神石高原町小島2025	0847-89-3335	0847-85-3394

平成28年3月発行



編集・発行 広島県健康福祉局障害者支援課

〒730-8511 広島市中区基町10-52

電話:082-513-3157 FAX:082-223-3611

